

# 令和8年1月1日から



## 「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用が始まります

### ～火災予防条例の改正に至った経緯～

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁で検討会が開催されました。その検討会の結果、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、総務省消防庁は、火災予防条例（例）の一部を改正しました。

当組合においても、印西市・白井市の指定森林区域における林野火災の発生を未然に防ぐため、印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正し、令和8年1月1日から施行することとなりました。



林野火災注意報・警報ってどんな時に発令されるの？

### 林野火災注意報の発令基準

火災が発生しやすい時期である1月1日から5月31日までの期間で

いずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表



### 林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

※ 注意報・警報の発令基準に達した場合においても、当日に降水や積雪が予想される場合や、当消防本部が実施する林野火災対策等を総合的に判断し、「注意報」または「警報」の発令を決定することから、即座に発令されるわけではありません。



林野火災とは？

林野火災とは、「森林、原野または牧野が焼損した火災」のことをいいます。  
「雑木林」や「森林」が燃える山火事などが林野火災となります。



発令されると何が制限されるの？

「指定森林区域内」において【火の使用の制限】に従う義務が課せられます。  
(※注意報の際は、努力義務が課せられます。)



指定森林区域ってどこを指すの？

印西市の指定森林区域 → → [コチラ](#)  
白井市の指定森林区域 → → [コチラ](#)



【火の使用の制限】って具体的に何が制限されるの？

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙しないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。



【火の使用の制限】に従わないとどうなるの？

林野火災注意報は罰則を伴わない努力義務を課すのですが、  
林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して

**30万円以下の罰金または拘留**に処されることが消防法に定められています。



林野火災注意報・警報が発令されたらどうやって知らせてくれるの？

当組合のホームページ及び消防車両での巡回などにより広報を実施します。  
加えて、林野火災警報発令時は、印西市・白井市の「SNS」、「エリアメール」及び  
「防災行政無線」などにより広報し、皆様にお知らせいたします。